

(厚生労働大臣が定める者の一部改正)

第十二条 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次の表の  
ように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第9の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>三(五) (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び注3、第7の2の3の注並びに第15の1の7の注の厚生労働大臣が定める者 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表(以下「スコア表」という。)の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注5、注6、注8、注9</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者 (略)</p> <p>三(五) (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者 別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)以上に該当する者</p> <p>(新設)</p>

注11及び注12、第7の5の注6並びに第8の2の3の注8の厚生労働大臣が定める者

障害児であつて、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、十六点以上である者

五の六 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

五の七 介護給付費等単位数表第7の5の注4及び注5、第8の2の3の注6、注7及び注14、第11の4の2の注4、第12の11の注4、第13の10の注4、第14の10の注4並びに第15の7の注4の厚生労働大臣が定める者

スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、二十五点以上である者

七の二 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

別表のいずれかの項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

八 介護給付費等単位数表第7の11の注3の厚生労働大臣が定める者

(略)

九・十 (略)

五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者

別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者

(新設)

六 (略)

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであつて、別表第二の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表第二のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

(新設)

八 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

(略)

九・十 (略)